

在留許可のない外国人住民に対する公共サービスの提供について(概要)

	ニューヨーク事務所	ロンドン事務所	パリ事務所	ソウル事務所	シンガポール事務所	シドニー事務所	北京事務所
在留許可のない外国人住民に対して、公共サービスを提供しているか。	ニューヨーク市では提供している。	英国で公共サービスを受けるには、基本的に移民法の要件を満たして在留している必要がある。 実際の運用では、英国には住民登録制度がないことや、子供の保護については別途法的な義務があることなどから、合法的に滞在しているとは言えない者であっても公共サービスを受けられる場合がある。また、地方自治体の基礎的なサービスは、地方自治体の裁量により受けられる場合もある。	不法滞在している外国人は、通常、処罰の上、場合によっては国外退去となる。そのため、法律上は公共サービスを提供し得ない。 ただし、不法滞在の外国人のために設けられた「l'Aide médicale d'état (AME、日本語訳：医療国家手当)」と呼ばれる医療扶助制度がある。手続きとしては、2005年度から最寄りの医療保険一時金庫(CPM)などにパスポートなど受給要件を証明するものと併せて申請すれば、受給資格を得ることができる(医療費は全額国庫負担)。	公式にそのような規定はされていないが、既存の制度に対象として含める形で事実上公共サービスを提供している(医療サービス及び義務教育)。	シンガポール共和国においては、在留許可のない外国人に対する措置として、強制送還を行うため、公共サービスの提供は行っていない。	不法滞在者は直ちに出国することを求められるため、公共サービスの提供は行っていない。ただし、何らかの事情ですぐに出国できない者は、抑留施設で生活することとなり、この中では、移民法に基づく生活にかかるサービス(教育、食事、医療、その他拘留施設での生活を向上させるための活動等)が保証されている。	在留許可を取れない(または失効した)外国人を政府が確認した場合は、国外退去等の対応をとることとなるため、公共サービスの提供は行っていない。
「提供している」場合、どこが(国か地方自治体か)、どのような公共サービスを提供しているか。	ニューヨーク市(地方自治体)が提供。 ニューヨーク市長のExecutive Orderの中で、外国人移民(在留許可の有無を問わず)を含めたニューヨーク市民は、市の公共サービスを受ける権利を有するとされている。また、市役所は住民の情報の秘密を守る義務があり、特に移民の情報(不法移民かどうか)については特に厳守されるとしている。さらに、市役所来訪者に対して、法律の要請がある場合等以外は、住民の在留資格について聞くことはないとし、犯罪に巻き込まれた場合や、緊急の医療処置が必要な場合においても、在留資格について聞くことはないとしている。	(1)医療サービス 医療に関しては、保健省が所管するNHS(国民医療サービス)の仕組みを通じて各医療機関により提供される。 不法滞り者や滞り許可のない者(一時滞りビザ等)は、本来医療費の全額を支払わなければならないが、実際の運用は病院や医師の判断によりまちまちである。 (2)学校教育や子供の福祉に係るサービス 地方自治体が提供している。移民など親の地位にかかわらず、子供の福祉は守る義務があるとされており、例えば16歳未満の子供は親が不法移民であったとしても、退去の時まで学校に入る資格を有する。	上記参照	外国人労働者等疎外階層医療サービス支援事業の中で、保健福祉部(日本の厚生労働省に相当)がホームレスや外国人労働者とその子供たち(明記はされていないが、不法滞在外国人労働者を含む、とされている)などに対して、2005年から入院や手術費また産前診察支援など自己負担が大きい項目を中心に医療費を支援する事業を実施している。 義務教育については、教育科学技術部(日本の文部科学省に相当)が、不法滞在外国人の子供であっても中学校までの義務教育を受けさせている。	該当なし	上記参照	該当なし
公共サービスを受けるために、在留許可のない外国人住民は、何か資格、要件を満たすことが必要か。	該当なし	実際の運用はともかく、法的にはあくまで合法的な滞在許可が要件であるため、それ以外の何らかの資格・要件を満たすことにより公共サービスを受けることができるといった仕組みはない。	実際の運用は以下の3つに分けて考えることができる。 1)3カ月以上の不法滞在の外国人は、軽度の疾病又は障害でない場合に、受給要件を満たせば、AMEを受けることができる。 2)3カ月以内の不法滞在の外国人は、生死に関わる場合に、受給要件を満たせば、AMEを受けることができる。 3)一時滞り者(正規入国・非正規入国を問わず)は、生死に関わる場合に、大臣の許可の下、AMEを受けることができる。	外国人労働者等疎外階層医療サービス支援事業の対象者として、支援を受けるためには、身元の確認や滞在期間、国内での発症かどうかなどの要件に適合するかどうか、事業施行医療機関の担当者の面談を受けなくてはならない。 義務教育については、小学校及び中学校の長は、外国人登録事実証明の内容または、居住事実が確認できる書類で確認しなければならないとされている。	該当なし	該当なし	該当なし